

# 人権学習の ための手引き

～人権が尊重される社会の実現に向けて～



## はじめに

人権教育とは、学校の教育活動全体を通じ人権尊重の意識を高める教育を行うことです。

学校の教職員には「人権とは何か」「人権教育の進め方」等について共通理解を深め、一人一人を大切にしたい教育の充実を図ることが求められます。

本手引きは、差別や偏見をなくし、子供たちの人権が尊重される学校づくりを推進するために作成しました。また、教職員自らが研鑽を積むことが大切であることから、最近施行された人権に関わる3つの法律も掲載しました。

各学校においては、これまでに刊行してきた資料集と併せて校内研修等で活用するとともに、学校全体で組織的・計画的に人権教育の推進に取り組まれることを期待しています。



## 目次

1	人権教育が目指すもの	2
2	人権教育で身につけたいこと	4
3	人権尊重の視点に立った学校づくり	5
4	人権教育の進め方	7
5	人権教育の指導内容等	10
6	人権に関わる最近の法律の施行について	13
	参考資料	16



“人権とは” 「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」

(人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」～指導等の在り方編～(文部科学省)から)

であるとされています。

県教育委員会では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の基本理念にのっとり、平成17年に人権教育の基本方針を策定しました。

## 和歌山県人権教育基本方針

### 目的

すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

### (1) 基礎となる力のはぐくみ

- 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情
- 公正や公平を重んじる態度
- 他の人と共によりよく生きようとする態度

### (2) 人権の学びから

- 人権の意義・内容やその重要性の理解
- 自らの権利の行使とそれに伴う責任の自覚
- 具体的な人権課題の理解

人権問題の解決に取り組もうとする態度

### (3) 行動に向けて

- 多様な文化や個人の価値観等の尊重
- 伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力
- 社会に参加する中で、多くの人と合意を形成する能力

問題の解決に取り組むための能力

学校教育

両面から取組を進めています。

社会教育

# 学校における人権教育の目標とは

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることです。

(「第三次とりまとめ」から)



## “自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動”

一人一人の児童生徒が

- ◆ 発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する。
- ◆ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになる。
- ◆ 様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする。

## ● 人権教育の指導にあたって効果的な方法

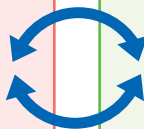
人権教育・啓発の手法については、次の2つのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられています。これらを組み合わせて学習することが効果的です。

### 普遍的な視点からのアプローチ

「法の下での平等」「個人の尊重」  
「人権の概念」「多様性の受容」等と  
いった普遍的な視点から人権について  
学ぶこと

### 個別的な視点からのアプローチ

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、など具体的な人権問題について学ぶこと



→ 普遍的な視点からのアプローチ及び個別的な視点からのアプローチの指導内容については(P12)を参照

### ○ 個別の人権課題に関する指導の重点

和歌山県教育委員会では、「学校教育指導の方針と重点」において、以下の6点を取り上げ、教育課題や取り組むべき内容を示しています。子供の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの地域や学校の実情に応じて様々な人権課題に取り組みましょう。

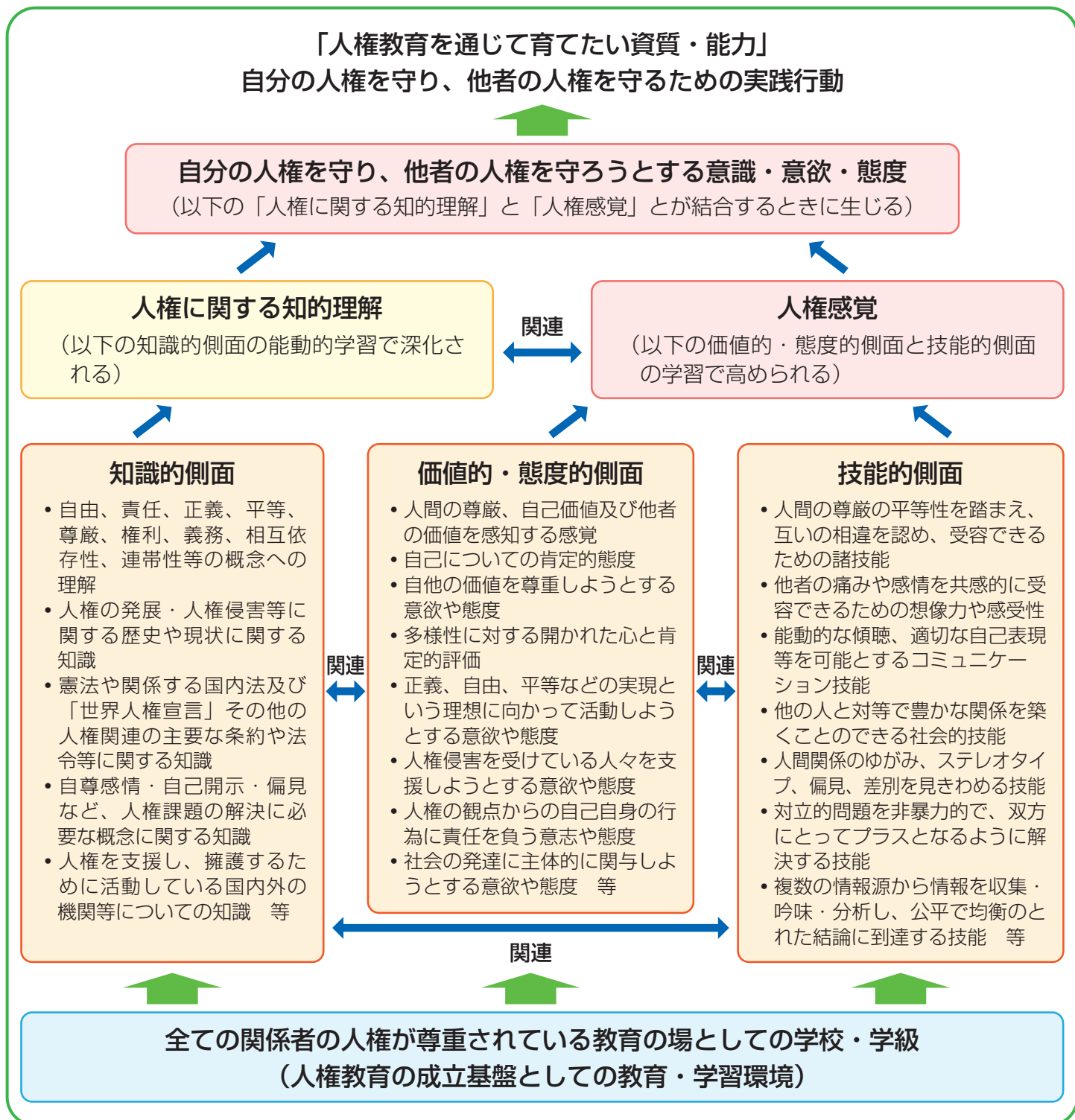
- ①「同和教育」
- ②「男女平等の問題に関する教育」
- ③「子供の人権に関する教育」
- ④「高齢者の人権に関する教育」
- ⑤「障害者の人権に関する教育」
- ⑥「在日外国人の人権に関する教育」



## ② 人権教育で身につけたいこと

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。

→ 詳しい内容については文部科学省のホームページに掲載されている「第三次とりまとめ」を参照



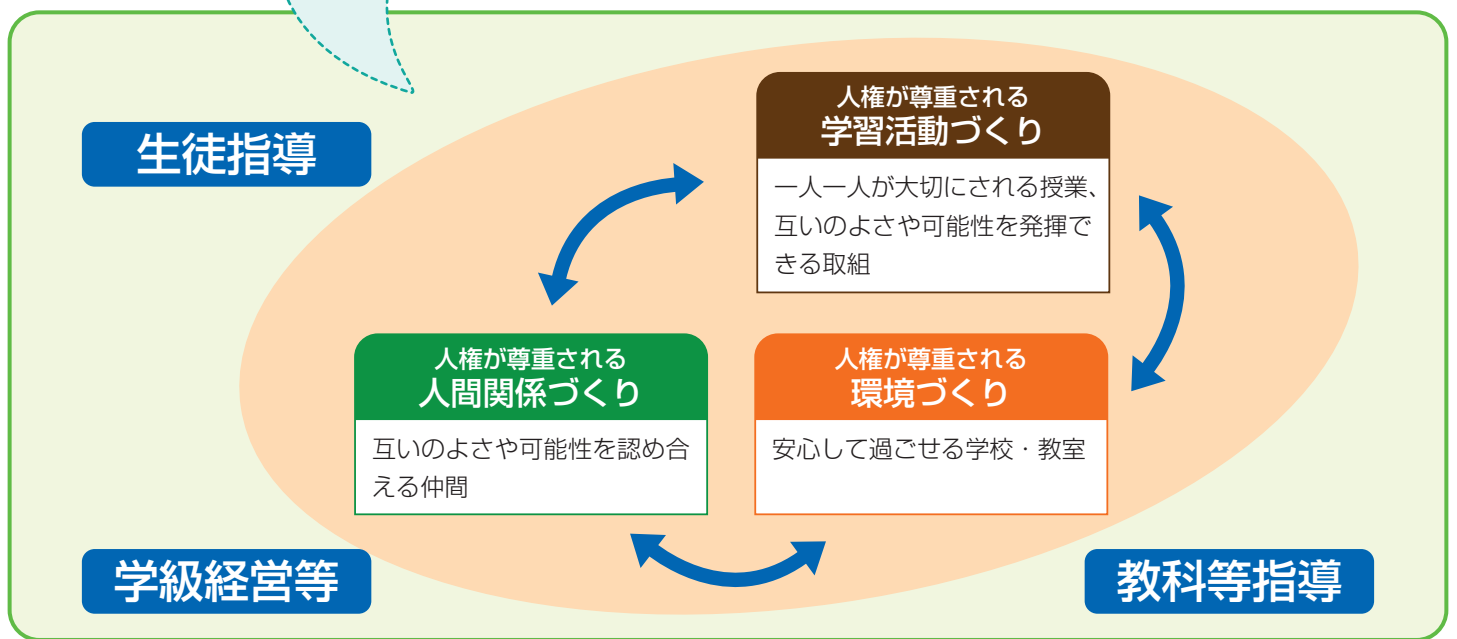
(「第三次とりまとめ」から)

※ 「和歌山県人権教育基本方針」に掲げた資質・能力は、上記の3つの側面からとらえることができます。例えば、「世界人権宣言」等の人権基準を学ぶときは、「知識理解的な学び」に重きをおき、コミュニケーションの手法を学ぶときは、「技能の習得」に重きをおくことがあります。3つの側面をバランスよく身につけさせることが大切です。

# ③ 人権尊重の視点に立った学校づくり

学校においては、**教育活動全体**（教科等指導、生徒指導、学級経営等）を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていきます。

教職員が、“一人一人の子供の人権”に配慮した教育を行うためには「人権が尊重される学校づくりとは何か」について、十分理解した上で指導に当たる必要があります。**学習活動づくり、人間関係づくり及び環境づくり**等全てにおいて、**人権尊重の視点**をもち取り組むことが**人権尊重の精神に立った学校づくり**につながります。



人権が尊重される学校づくりにおいて大切にしたい視点例を以下に示しています。日頃の教育活動を振り返ってみましょう。

## 人権が尊重される環境づくり

子供が安心して過ごせるような場の雰囲気づくりや校内の環境整備を行うことが大切です。

学校全体の雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と子供、子供同士の間関係の在り方等によって形づけられます。また、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、掲示等の校内環境づくり等の取組も大切です。



教職員自らが、よりよい場の雰囲気をつくっていますか？

### ● 場の雰囲気づくり

- 教職員自身の望ましい言語活動の心がけと、学級や学校全体の言語環境への配慮
- 教職員間における、自分の意見を自由に発言できるような雰囲気
- 人権への配慮に欠けた言動に気づいた際、教職員間で指摘し合える関係づくり

### ● 学校全体や教室の環境づくり

- 「学級目標」「誕生日」「好きな言葉」等、子供の相互理解や交流を深める掲示
- 「気持ちを表す言葉」「聞き方・話し方のスキル」等コミュニケーションを円滑にするための掲示
- 子供の人権啓発作文や標語・ポスター等の掲示

## 人権が尊重される 学習活動づくり

一人一人が大切にされる授業づくりや、互いのよさや可能性が発揮できる場を設定する等、指導の充実を図ることが大切です。

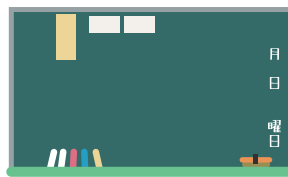
教職員は、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、受容的・共感的な姿勢・態度で接するとともに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、授業展開を工夫することが求められます。

- 一人一人の意見の傾聴と承認・賞賛・励まし等の適切な評価
- 公平な呼名（「～さん」など）、偏りのない指名
- 個に応じた目的意識のある学習指導と適切な支援
- 授業規律が守られ、一人一人の意見が受容される学習環境
- 協力して活動する場や、よさや可能性を認め合える場の設定

一人一人の存在や  
思いが大切にされる授業  
となっていますか？

- 興味・関心・意欲を持たせるための教材選択や展開の工夫
- 明確なねらいの提示と児童生徒とのねらいの共有
- 主体的に考え、判断し、表現する場の確保
- 学習の成果の自覚等、振り返りの時間の確保
- 自己選択や自己決定する場の工夫

一人一人が主体的に  
取り組める授業展開の工夫  
ができていますか？



## 人権が尊重される 人間関係づくり

各教科等指導、生徒指導、学級経営等において受容的・共感的な人間関係を育成することが大切です。

特に、児童生徒が多くの時間を過ごすそれぞれの学級においては、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要で、以下のような視点から学級における集団づくりに努めることが大切です。

- 一人一人の児童生徒を深く理解するとともに、自己尊重の感情を育む。
- 自他のよさを認め合い、一人一人が尊重される人間関係を育てる。
- 規範等を尊重し義務や責任を果たすなど、他の人と共によりよく生きようとする態度を育成する。
- 学級の一員であるという帰属意識を高め、誰からも認められているという充実感を味わわせる。
- 学級の人間関係の実態を把握し、学級集団づくりの見通しをもつとともにグループアプローチを行う等、支え合う人間関係を育てる。

一人一人の子供の人権が  
尊重される学級集団づくりに  
努めていますか？



\*人権が尊重される学校づくりにおいて大切にしたい視点のリストは全て一例です。

## 4

## 人権教育の進め方

## (1) 校内推進体制の確立と充実

校長のリーダーシップと教職員の共通理解のもと、全体計画や年間指導計画を作成し、組織的、継続的に取り組む必要があります。また、定期的に点検・評価を行い、指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが大切です。

## ◆ 全体計画の作成

- 人権教育の目標と各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等における重点目標などとの関係を位置づけた全体計画

## ◆ 年間指導計画の作成

- 発達段階に応じ全学年を見通して、系統的に指導できるよう、学習内容や単元の配列、実施時期、授業時数等を明確にした年間指導計画



## PDCAサイクルによる取組の点検・評価

## 「全体計画」作成の手順(例)

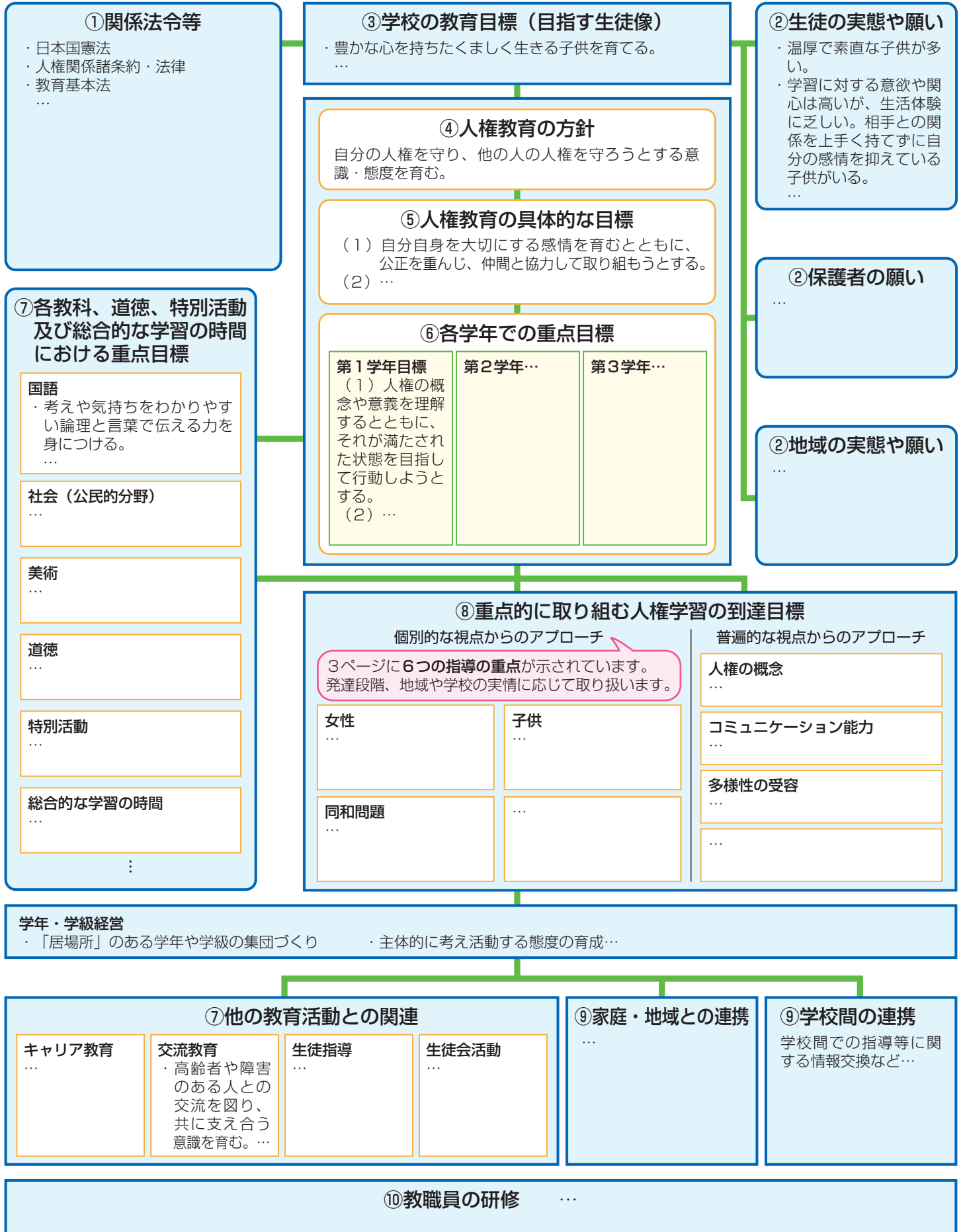
子供たちの学校での生活の状態や人間関係、身につけている力や不足している力など、人権教育に関わる子供たちの実態を把握し、教職員間で共通認識を深めます。

- 日本国憲法をはじめ**人権関係法令等**を踏まえる。
- 子供の実態や願い、保護者や地域の願い等を踏まえ、**取り組むべき課題を明確**にする。
- ①②を踏まえて、**学校として取り組む教育目標（目指す児童・生徒像）**を確立する。
- ③を実現するため、**人権教育の方針**を立てる。
- 人権教育で取り組む課題を明確にし、**「目標」**を立てる。
- ⑤で設定した目標について、**子供の発達段階に応じて、さらに具体的な目標\***を立てる。
- ④～⑥で掲げた目標等を達成するため、**各教科等の教育活動**ごとに、それぞれの特質に応じた重点目標を立てる。
- 重点的に取り組む課題等**を設定し、**発達段階に応じた到達目標**を立てる。
- 関係する**各学校、家庭や地域社会と連携して取り組む視点**を明確にする。
- 教職員の人権意識を高め、人権教育で取り組む内容について共通認識を図り、**効果的な指導方法等を工夫・改善するための研修**を行う。

(\*発達段階に応じた具体的な目標例→参考「対話ですすめる人権学習」(和歌山県教育委員会) P16～P17)



# 人権教育全体計画 (例)



\* 人権教育の全体計画の作成にあたっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人々との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示す事などが考えられます。

## 「年間指導計画」作成の手順(例)

### ① 学習テーマの設定

- 全体計画で設定した重点目標を達成するため、各学年で何を学ばせるのか、どのような「学習テーマ」がよいのかを決めます。
- \* それぞれの活動について、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、どの時間を中心に進めるのかを決めておく必要があります。

	4月	5月	6月	
1 学年	学習テーマ「わたしのまち・暮らし」(例)			
	総合的な学習の時間	特別活動	国語	

### ② 単元の開発

- 学習テーマの目標を明確にし、それに沿った「単元」を開発します。
- \* 教科横断的に単元を開発するなど、学習の幅を広げていくことが大切です。

### ③ 実施時期・授業時数を決定

- 「単元」を年間指導計画のどこに位置づけるのが最も効果的であるかを検討し実施時期や授業時数を決めます。



### ④ 一覧表にまとめる

(参考「対話ですすめる人権学習」P10～P15)

## (2) 教職員の研修の充実

教職員自身が、人権尊重の理念について十分理解し、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるため、計画的に研修を行いその内容を充実させることが重要です。

### 人権教育に関わる教職員研修の内容(例)

- 特別活動、総合的な学習の時間等他の教育活動との関わりを整理し、人権教育として育みたい資質や能力を身につけさせるための実践に関する研修
- 人権の概念や人権課題についての学習、人権に配慮した環境づくり等、教職員自身の人権意識を高めるための研修
- 児童生徒の実態や課題について共通理解を図り、課題解決に向けて取り組むための研修
- 学校や学級が、児童生徒にとって安心して過ごせる場となるよう、自他を認め合える人間関係(集団づくり)を形成するための研修

# 5

# 人権教育の指導内容等

## (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標やねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

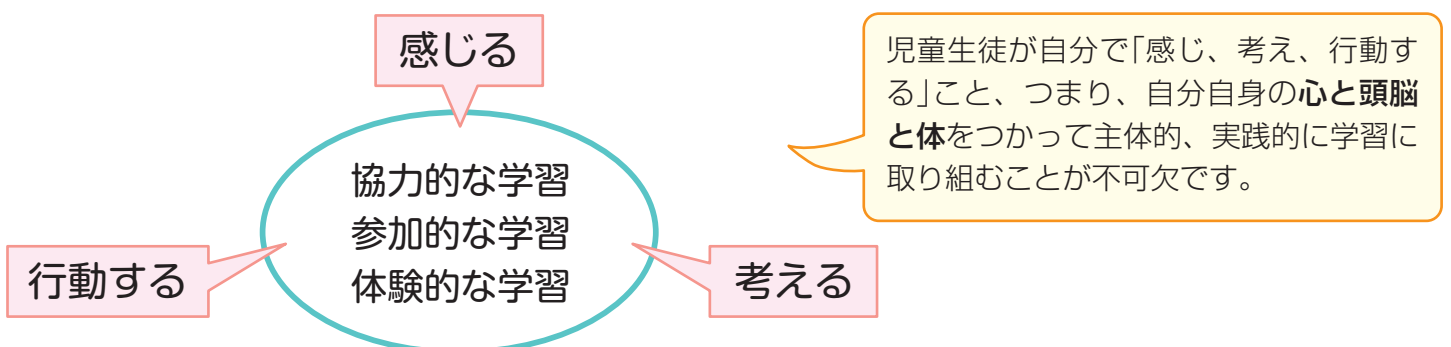
各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進することが大切です。



### ◆教育課程の編成に当たっての留意点

- **「地域の教育力」を活用する**  
各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用
- **「体験的な活動」を取り入れる**  
フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権感覚を育成
- **学習形態・教育方法上の工夫を行う**  
『学習形態の工夫』（一斉学習・グループ学習・個別学習等）  
『指導形態・指導方法の工夫』（ゲストティーチャー（地域人材など）とのチームティーチング等）
- **「生き方学習」や進路指導と関わらせる**  
学級活動・ホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通じた長期的・広域的視野からの人権教育の推進

◆ **指導方法の基本原則…** 人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の学習においては、言葉で説明して教えることができるものではなく、子供が自ら主体的に、しかも他の子供たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することをとおしてはじめて身につくものです。



## (2) 人権教育の指導内容

○指導内容を、資質・能力の側面から捉えた内容と、普遍的・個別的な視点からの内容の2つの観点で示しています。

### I 指導内容の構成

人権教育を進めていく際には、資質・能力を3つの側面（p4参照）から捉え、総合的に指導内容を構成していくことが大切です。

#### ア 人権に関する知的理解に関わる指導内容

人権に関する知的理解については、指導が単なる知識伝達にとどまらず、子供がその知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感し、行動に結びつけることができるようにするために、主体的な学習を可能とする指導方法を取り入れることが重要です。

##### • 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

###### ① 社会科等の授業において人権に関わる題材を扱う際に

- ➡ 人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、身につけられるような幅広い内容構成を工夫します。  
単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求、討議など、柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効です。

###### ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会に

- ➡ 世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用し、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進めます。

#### イ 人権感覚の育成に関わる指導内容

##### 人権感覚とは…

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことをいいます。

\* 人権感覚は価値的・態度的側面と、技能的側面の学習で高められます。育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、諸要素の中でいくつかを個別的に順次取り上げて指導します。

##### • 技能的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

###### ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連づけて

- ➡ それぞれの授業時間の中に、人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れます。

###### ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる学習の機会に

- ➡ 直接的な体験を生かすことを通じ、想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などを育成します。（体験的な学習を進める際、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効です。）

\* 技能的側面以外に「自己についての肯定的態度」、「多様性の尊重」等の価値的・態度的側面に焦点を当てた指導内容の構成を考えていくことも必要となります。



## 学習活動例

アクティビティ等の疑似体験をとおして、相手の気持ちを想像したりコミュニケーション技能を身につけたりといった人権感覚を育成する取組です。

**ねらい** ・違いを認め合い、互いを尊重しようとする態度を身につける。

- 展開例**
- 1 人との関わりの中で、嫌だと思ふ場面を提示し、グループで話し合い、互いの感じ方や受け止め方に違いがあることに気づく。
  - 2 グループごとに、自分は平気でも人が嫌がるかもしれない場面を考える。
  - 3 自分も相手も大切にしたいロールプレイをグループで考え、全体で発表する。

(校内研修のためのハンドブック その2 (P67~P72) を参考に作成)

## II 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ

### ア 普遍的な視点に焦点を当てた指導内容

「人権基準」といった法令等の知識とともに、人権とは何かといった「人権の意義・内容」「多様性の受容」、「自己尊重の感情」及び「コミュニケーション」等、人権一般の普遍的な視点からアプローチした取組です。

- 人権の意義や内容に関する知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

#### ○特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）等の時間に

- ➡ 自己尊重の感情（セルフエスティーム）を支え、高めるためのアクティビティ等を取り入れた活動を展開します。

## 学習活動例

資料③\* 「人権教育学習プログラム事例集」 普遍的な視点からのアプローチ P14~P52 (\*裏表紙参照)

### イ 個別的な視点に焦点を当てた指導内容

- 個別の人権課題についての関連法規や当事者への理解等の知識的側面や価値的・態度的側面及び技能的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

#### ○各教科、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる学習の機会に

- ➡ 高齢者の施設を訪問することを通して、高齢者の人権問題についての知識や理解を深め、課題の解決に向けた実践的な態度を育成します。

## 学習活動例

資料③ 「人権教育学習プログラム事例集」 個別的な視点からのアプローチ P54~P117

### ◎「普遍的な視点」と「個別的な視点」を相互に関連させた効果的な取組について

## 学習活動例

普遍的な視点としての基本的人権と個別の人権課題である同和問題を関連させることを通して、就職差別への理解をより深めるための取組です。

**ねらい** ・就職差別の解決への取組を通して、基本的人権についての理解を深める。

- 展開例**
- 1 就職試験時の面接の質問から、問題点を考える。
  - 2 「社用紙」と「統一応募用紙」を比較し、同和問題等について理解を深める。
  - 3 不合理を取り除くために一人一人が主体的に行動することの必要性を理解する。

(人権教育学習プラン 実践事例集 その3 (P92~P106) を参考に作成)

\*その他の参考資料は裏表紙に掲載しています。

# 6 人権に関わる最近の法律の施行について

平成28年度には人権に関わる法律が施行され、次に示す3つの法律を取り上げました。  
個別の人権課題の指導に取り組む際には、関係法令等に表れた考え方を正しく理解することが重要です。

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （「障害者差別解消法」）」とは？

（平成28年4月1日施行）

### [概要]

障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

「障害を理由とする差別」の禁止が定められています。

### 障害を理由とする差別とは

#### ○不当な差別的取扱い

- 障害を理由として、正当な理由なく、サービスを拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為です。

##### ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱い（例）

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



#### ○合理的配慮の不提供

- 障害がある人から何らかの配慮（社会的障壁\*1の除去）を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、「合理的配慮」\*2を行うことが求められます。

##### ◆ 合理的配慮（例）

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



- \*1 社会的障壁…障害がある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- \*2 「合理的配慮」…障害がある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮し、変更・調整してサービス等を提供すること

#### ○学校における取組

- 指導上の留意点について

※参考（ ・内閣府ホームページ「障害者差別解消法リーフレット」  
・和歌山県教育委員会ホームページ「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県立学校職員対応要領」）

# 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）」とは？

（平成28年6月3日施行）

## [概要]

本邦外出身者に対する『不当な差別的言動』の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指したものです。  
国等の責務と、基本的政策を定め、不当な差別的言動の解消を推進することを目的としています。

## 「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動」とは

### ○本邦外出身者

専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの

### ○不当な差別的言動

差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

① 相談体制の整備 ② 教育の充実等 ③ 啓発活動等 を定めています。



## 学校における取組

### 「いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた教育活動等」（文部科学省）

#### ◆授業における教育活動

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、

- ・ 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること
- ・ 法やきまりの意義を理解した上でそれらを守り、自他の権利を大切にすること
- ・ 他国の人々や文化について理解し、国際親善に努めること 等

について指導することを通じて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等を推進

#### ◆教職員への研修……教育委員会及び学校における研修等の取組

#### ◆啓発活動……法務省が作成したポスター等を活用した啓発活動

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」とは？

(平成28年12月16日施行)

## [概要]

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

## 部落差別の解消の推進に向けて

- 一人一人が、同和問題を正しく理解し、部落差別は許されないものであるとの認識を深めることが大切です。
- 国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育及び啓発の推進などに努めていきます。

## 同和問題の正しい理解に向けて

### ●同和問題とは

- ・日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

### ●現状

- ・本県では人権が尊重される社会づくりに向けて、同和問題への解決の取組がその先導的な役割を果たしてきました。現在、同和問題は解決に向かってはいるものの、差別意識や偏見等も依然として存在している状況にあります。
- ・例えば、学校では、子供同士の会話の中で、個人や学校を誹謗中傷する差別発言がありました。また、地域社会では、「〇〇市町村の同和地区がどこかを教えてほしい。」などの同和地区の問い合わせが発生しています。
- ・全国的に見ても、差別発言や、情報化の進展に伴ってインターネット上で差別を助長するような内容の書き込み等も発生しています。

\* 相談窓口については裏表紙を参照

### ●学校における取組

- ・教職員一人一人が同和問題を正しく理解し、確かな指導力を持ち子供を導くことが必要です。
  - ・子供に対しては、社会科、地理歴史・公民や、特別活動等の中で、同和問題を正しく理解させるとともに、差別の不合理に気づき、それを正しく判断し行動しようとする力を身につけさせることが大切です。
  - ・情報モラルに関する教育においては、その危険性と具体的被害について知らせるとともに、インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、子供の人権意識を高める指導を行うことが大切です。
  - ・子供が相談しやすい環境づくりを行う等、相談体制等の充実を図ることが大切です。
- \* 同和問題に係る参考資料「人権教育等の経緯表」(P16) 参照  
・ 人権教育資料「人権教育学習プラン 校内研修のためのハンドブックその2」(P21～P22)

人権に関する悩みや困ったこと等がある場合は、下記まで問い合わせてください。

- 県教育委員会人権教育推進室
- 各市町村教育委員会



# 一人権教育等の経緯表

(県)

(国)

1947(昭22) 「日本国憲法」施行

1948(昭23) 「世界人権宣言」採択

(国連)

1965(昭40) 同和対策審議会答申

1969(昭44) 同和対策事業特別措置法 (10年)  
(昭和54年 3年間延長)

1982(昭57) 地域改善対策特別措置法 (5年)

1987(昭62) 地域改善対策特定事業に係る  
国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法) (5年)  
(平成4年 5年間延長)

1994 (平6) 「人権教育のための国連10年」採択

1996(平8) 地域改善対策協議会意見具申  
(事業関係) 特別対策は終了し基本的に一般対策に移行  
(教育啓発) 人権教育・人権啓発に再構成  
(被害救済) 人権侵害救済制度の確立を検討

1997(平9) 地対財特法の延長 (5年)  
(平成14年3月31日が法期限)

1997(平9) 「人権教育のための国連10年」国内行動計画

2000(平12) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002(平14) 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定  
(平成23年 一部変更)

2004 (平16) 「人権教育のための世界計画」採択

2008(平20) 「人権教育の指導方法等の在り方について  
[第三次とりまとめ]」の公表

P13参照 ← 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)

P14参照 ← 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月3日施行)

P15参照 ← 「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)

1973(昭48)  
県同和教育基本方針

同和問題が人間の尊厳に関わる  
問題であり、早急な解決が「国の責務」  
であり「国民的な課題」であると明記した  
政府の審議会の答申

1998(平10)  
「人権教育のための国連10年」  
和歌山県行動計画

2002(平14)  
県人権尊重の社会づくり条例

2004(平16)  
県人権施策基本方針  
(平成22年 改定)  
(平成27年 第2次改定)

2005(平17)  
県人権教育基本方針

## ●和歌山県人権教育基本方針

平成17年2月15日策定  
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連10年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をおとして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを旨とした教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神のっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

### （目的）

- 1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。
  - (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
  - (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
  - (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

### （教育行政）

- 2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

### （学校教育）

- 3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切に教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じた教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

### （社会教育）

- 4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることが出来る住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実を努める。

### （家庭教育支援）

- 5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

### （指導者の養成）

- 6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

### （人権侵害への対応）

- 7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

## ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抄）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念ののっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

#### （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### （地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

#### （相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

#### （啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

### 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本的施策（第五条—第七条）
- 附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。



## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的な理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に対応するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に対応するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### 附 則

### (施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。  
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

### ○参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

### ○衆議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

## ● 部落差別の解消の推進に関する法律

### (平成28年法律第109号)

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### ○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### ○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 文部科学省作成 ホームページ

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」

- ・指導等の在り方編 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)
- ・実践編 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370730.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370730.htm)

## 和歌山県教育委員会作成



① 気づく・学ぶ・広げる 人権学習



② 対話ですすめる 人権学習



③ 人権教育学習プログラム 事例集



④ 人権教育学習プラン 実践事例集



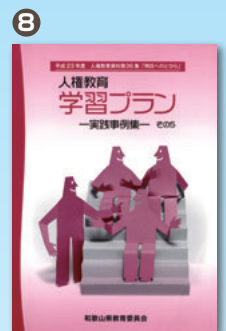
⑤ 人権教育学習プラン 実践事例集 その2



⑥ 人権教育学習プラン 実践事例集 その3



⑦ 人権教育学習プラン 実践事例集 その4



⑧ 人権教育学習プラン 実践事例集 その5



⑨ 人権教育学習プラン 実践事例集 その6



⑩ 校内研修のためのハンドブック



⑪ 校内研修のためのハンドブック その2

### 人権に関する相談窓口

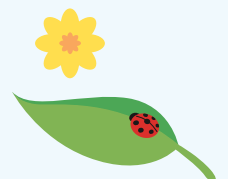
- ・県庁人権局のホームページ参照  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken/soudan.html>
- ・和歌山地方法務局  
月～金曜 8:30～17:15  
TEL: 0570-003-110

## 人権学習のための手引き（教職員用）

平成29年3月

発行：和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-3719 / FAX 073-441-3724



再生紙を使用し、環境に優しい  
植物油インキで印刷しています。